

令和5年度 事業計画書

基本理念

ずっと住みたい町で共に支え合い
安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり



社会福祉法人
住田町社会福祉協議会

目 次

項 目	ページ
I. 基本方針	1
II. 重点項目	2
1. 法人運営の基盤整備	
(1) 組織体制の強化	2
(2) 研修事業の強化	3
(3) 連絡調整事業	3
(4) 普及・宣伝事業	3
◎ 職員研修計画一覧	4
2. 地域福祉事業の推進	
(1) おだげあさまのまちづくり	5
(2) やんべあに暮らせるまちづくり	6
(3) おもしえぐ暮らせるまちづくり	8
◎ 予算概要	9
◎ 参 考	10
3. 在宅活動の推進	
(1) 居宅介護支援事業所(ケアマネ)	11
(2) 訪問介護事業所	12
(3) 訪問入浴介護事業所	13
(4) 通所介護事業所(アンルス)	14
(5) 通所介護事業所(とだて)	15
(6) 認知症対応型共同生活介護(グループホームかっこう)	16
(7) 指定障害者福祉サービス事業	17
(8) 高齢者生活福祉センター事業	17

I 基本方針

昨年までは、新型コロナウイルス感染症に対して、流入の阻止、発生後の感染拡大防止を徹底してまいりました。ここにきて国の方針は大きく変更されておりますが、当法人としては地域福祉や介護事業所の在り方を考えながら、また利用者やその家族、職員の健康を踏まえながら、今年度もできる限り第2期住田町地域福祉活動計画に沿った活動を行ってまいります。どのような状況においてもその人に必要なサービスをしっかり見極め、地域福祉、介護保険事業が滞りなく提供できるよう努めてまいります。

(1) 法人運営

昨年度は、「中期経営計画」を策定するべく、県の計画策定の研修会への参加や、管理者向け研修会の開催、事業所ごとの評価を行ってまいりました。しかし、昨年秋ごろより町内での新型コロナ感染が拡大し、当法人内でも発生したことから、その後の計画策定にかかる取り組みはできませんでした。今年度も、計画策定に向けてすすめてまいります。

三役会については定期的開催され、適切に情報が共有されましたが、企画委員会の開催が少なく、しっかりした法人運営のためにも適正に開催し、理事会が事業提案や建設的な意見交換の場となるよう、法人運営の基盤整備に努めてまいります。

(2) 地域福祉

総合相談事業の効率的で効果的な実施のため、地区公民館単位でのCSWの設置と合わせ、小さな拠点事業などと連携を強めながら地域課題解決に取り組んでいくことは重要なことととらえており、今年度も続けてまいります。

また、感染者数は減ってきているとはいえ、新型コロナウイルスや物価高騰の影響により生活困窮者が増加することが予想されます。出来得る限り住民の生活が守られるよう、関係機関と連携し支援してまいります。

(3) 介護保険事業

昨年度、新型コロナウイルス感染症の流入をできる限り抑えていく取り組みと、流入後の各事業所の臨機応変な対応は大きな経験となっております。感染対応の中心である感染症対策委員会の存在は、感染被害を最小限に抑えることに大きく機能し、コロナだけでなく今後の有事の際の対応の基本となるものと捉えております。

介護を補うICTの有効活用、介護ロボットなどについては、昨年度は補助事業を有効に活用し導入を進めてまいりました。利用者への安全安心なサービスの提供と職員の負担軽減に努めてまいります。

介護人材の確保については、現在の職員の資格取得や研修参加を常に意識し、また採用職員については、計画的な研修の実施を考えながら人材育成に取り組んでまいります。



II 重点項目

1 法人運営の基盤整備

法人の健全運営や、事業経営の強化を図るため、昨年度作成できなかった中期経営計画を策定します。また、昨年度計画を策定した社会福祉充実残額における5か年計画の2年目について、関係各位からの意見聴取、話し合いを勧めてまいります。

(1) 組織体制の強化

～会務の運営～

1) 理事会等の開催	事業を強化し地域福祉の推進を図るため、理事会を中心として法人運営を適正に行います。	① 理事会の開催 ② 評議員会の開催 ③ 三役会の開催 ④ 企画委員会の開催
2) 監査・会計相談の実施	①事業の健全運営や透明化を図るため、監事による監査を実施します。 ②適正な会計処理が行われるために、税理士事務所による会計指導を実施します。	① 四半期に一度、年4回 ② 2ヶ月毎の実施
3) 苦情解決への取り組み	本会が提供する福祉サービスに係わる住民や利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決委員会を実施します。	① 苦情解決第三者委員会の開催(定期開催年1回、苦情があった場合は随時)
4) 運営状況の分析と業務改善に向けた取り組みの実施	各事業所管理者による運営状況の分析・評価と、業務改善等必要事項の検討を行います。 職務規定、労務環境の見直しと改善	① 管理者会議の実施(毎月) ② 社労士相談の実施
5) 中期経営計画策定	長期的に安定した経営状態が保たれるよう、経営分析と業務分析を実施し、社協運営の根本的な見直しを図ります。	① 職員全員参加での評価 ② 評価結果から改善に向けた経営計画の策定
6) 社会福祉充実計画への取組	社会福祉充実計画2年目の取組として内容をさらに検討し、実施に向けて進めていく	① 関係者・地域住民への説明と懇談会の実施

(2) 研修事業の強化

～職員の資質向上～

1) 役職員研修	役職員の専門的知識や資質の向上を図り、組織の力を高めます。	① 役員研修 ② 職員研修（全体研修） ③ 事業所別研修
2) 資格取得の推奨及び支援	業務上必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います。	<特に奨励する資格> 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等
3) 人事考課の導入	目的と達成感をもって職務に向き合えるよう、人事考課の導入を進める	① 使用する考課表の作成 ② 面接技法の研修 ③ 職員への周知

(3) 連絡調整事業

～ネットワークづくり～

1) 関係機関との交流及び情報交換	関係機関の主催する各種会議等へ出席し、関係強化を図ります。	小さな拠点づくり会議 地区民協会議等への参加
2) 助成等の情報提供	各種団体への情報提供を行い、申請あった場合は適切に対応します。	赤い羽根共同募金 他
3) 後援活動	関係団体が主催する社会福祉目的の各種事業・イベント等の後援を行います。	手をつなぐ親の会等

(4) 普及・宣伝事業

～情報の発信～

1) 「ふくしだより」の発行	社会福祉協議会の紹介、地域福祉に関する普及宣伝のために社協広報紙「ふくしだより」を発行します。	① ふくしだより 4回発行 ② 福祉資金チラシ1回発行（全戸配布）
2) ホームページ、SNSによる情報発信	ホームページやFacebookが地域住民に活用され、より多くの方に社協を知っていただき、関わっていただけるよう強化して取り組みます。	① ホームページ、Facebookの更新随時 ② 内容の検討：見やすい画面、親しみやすい情報提供
2) 社協・介護保険事業所パンフレットの刷新	社協パンフレット、介護保険事業所紹介チラシの情報が古くなっているため、現状に合わせてリニューアルします。	① 社協パンフレットの刷新 ② 介護事業所紹介チラシの作成

○職員研修計画一覧

職員の資質向上を図るための職員研修会を実施します。

月	研修会名	備考
5月	職員研修(事業所別理念構築)	講師：職員
未定	役員視察研修	県・広域社協研修
8月	役職員研修	内容未定
10月	広域社協 役職員研修	広域社協連携にて実施
12月	交通安全研修会	講師：世田米駐在所
2月	職員研修会（検診事後指導等）	講師：産業医
その他	事業所ごと研修会、外部研修への積極的参加、階層別研修会	

【その他必要に応じて実施を予定している研修】

研修内容	備考
新任主任・管理者研修	講師：事務局長・介護保険課長
介護技術研修（ノーリフティングケア）	講師：外部講師
岩手県認知症介護実践者・リーダー研修	介護事業所介護職員等
キャリアアップ研修	主任・管理者対象研修

【職員研修会等経費概要】

単位：円

予算科目	予算額	説明
事業費支出	220,000	
諸謝費支出	150,000	講師謝礼 50,000 円×3 回
旅費交通費（事業）支出	30,000	講師交通費
その他の費用支出	20,000	講師宿泊代
雑支出	20,000	予備費
事務費支出	300,000	
研修研究費	260,000	20,000×13 名（宿泊交通費、役職員 11 名、事務員 2 名）
印刷製本費支出	40,000	テキスト・資料印刷
合計	520,000	

2 地域福祉事業の推進

第2期地域福祉活動計画の基本理念である

「ずっと住みたい町で 共に支え合い 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり」
を目指し、事業を推進します。

(1) おだげあさまのまちづくり

- ①多様な住民ニーズを把握し、見守りやたすけあいが出る**地域づくり**をすすめます
- ②ボランティアに参加する**きっかけづくり**と、地域のために活動できる**人づくり**をすすめます

事業名	事業概要	時期等	目 標
総合相談事業【重点】	<総合相談窓口> 体調や介護、家計など、あらゆる相談に応じる	通年	相談件数 600件
	<地域福祉会議> 相談を情報共有しチームで対応	週1回	年50回
○ささえあい住民講座	困りごとを自ら発信し、助けあえる仕組の学習会を開催		大股、五葉 各1回
◎地域福祉座談会	第3期地域福祉活動計画策定に向けて 今期活動の進捗状況と地域ニーズ調査	秋頃から	5地区
○民生児童委員活動の推進	民協の事務局として福祉票の整備や日頃の見守り活動を支援し、有事の際は関係機関との連絡調整を行う	通年	新体制の構築
○小中高校生の福祉講座	地域創造学などで、子供のころから福祉への理解を深められるよう支援	依頼時	受講者50人
○ボランティア活動連絡会の支援	ボランティア活動が活発に出来るよう支援		歳末たすけあい 芸能祭開催
○ボランティア養成講座	町民やボランティア団体の勉強会を開催し、より多くの方がボランティアに関心を持ち実践できるよう支援	年1回	参加者30人
○すみたおたすけ隊	中高生とボラ連関係者が高齢者宅の窓拭きや雪かきを実施	年2回 7月、12月	参加者50人
○子育て応援事業	<住田の赤ちゃん応援事業> 出産のお祝いと育児家族と民生委員や主任児童委員、社協職員と関わる機会 顔合わせの機会をつくる	生後4か月 くらい	申請者10人 出産届け時の 他、健診時にもPR
	<小学生入学祝い>名前入り鉛筆贈呈	入学式	新入生21人

(2) やんべぁに暮らせるまちづくり

- ①制度の狭間を埋めるサービスの構築、地域を支える**体制づくり**をすすめます
- ②生活困窮者や生活課題を解決する**組織づくり**をすすめます
- ③災害に強い**町づくり**をすすめます

事業名	事業概要	時期等	目 標
○シルバー人材センター	・60歳以上の方に登録していただき、経験と技能を活かした就労で、社会参加を推進	通年	会員増員
○おたっしや移送サービス	公共交通機関の利用が難しい方の外出を支援。R4年度からは1台で対応	通年	ボランティア増員
○在宅介護者支援事業	<在宅介護者リフレッシュ事業> <認知症介護家族交流会> 在宅で介護している家族が、介護の問題を一人で抱えず、介護負担の軽減を図れるよう支援	各年1回	
○おげんき見守り電話	登録した一人暮らしの方の安否確認	毎日確認 月1訪問	事業PR 協力者と連携
○振り込め詐欺見張り隊	電話詐欺を防ぐための機器貸出 事業PR	通年	
○福祉用具レンタル事業	短期間の車イスやスロープの貸与 車イス点検 事業PR	通年 貸出都度	
○成年後見推進事業	<相談窓口>相談や申立て支援 <町民後見人フォローアップ講座> <成年後見制度の周知啓発>	通年 年1回 年1回	申請1件
○日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人の日常的な金銭管理や各種手続きを代行	月1～2回	
○生活困窮者自立支援事業	低所得や就労ができず困窮している家庭が自立できるよう支援	随時	
○生活福祉資金 ※詳細は10P 参考 参照	<総合支援資金> <福祉資金> <教育支援資金> 経済的な自立や生活意欲の向上を図るため、相談や資金の貸付を行う	通年	
○たすけあい金庫	急な資金不足に対して応急的な貸付を行い、生活の安定を図る	通年	償還指導や何度も利用する方への支援

事業名	事業概要	時期等	目 標
◎フードパントリー事業	生活が困窮し、食料支援が必要な方へ企業や個人から提供された食料を無料で提供	年末・随時	食料提供ボランティア増員
○法律相談所の開設	日本司法支援センターからの指定を受け、法律相談を実施	月1回	
○広報、HP、SNS	<福祉だより発行> <HPやSNSでの情報発信> 地域福祉やボランティア、社協活動について広く町民に理解を求め、社会福祉の増進を図る	年4回発行	全職員が記者HPの拡充
○赤い羽根共同募金運動	<一般配分事業> <歳末たすけあい配分事業> 学校や団体、ボランティアが行う福祉活動に対して助成。また、困窮世帯に配分、地域福祉事業にも活用		募金運動の工夫
○ひきこもり相談支援事業	<心café> <ひきこもり家族の集い> 窓口の周知、ニーズ把握、情報提供などで本人家族を支援。学校や行政、関係機関と連携	月1回 年数回	PRチラシ作成
○障がい者就労準備支援	就労を希望する方、就労が見込まれる方へ軽作業などに取組む機会をつくり就労準備を支援。農福連携も検討		
防災福祉マップ 作成事業【重点】	要援護者の見守りマップを作成することで、地域の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認を住民が理解し防災に役立てるよう支援		PRの強化 未実施地区作成支援 マップ見直し
○福祉避難所の整備運営	関係機関と連携し、有事の際は福祉避難所を開所	有事	運営訓練実施

(3) おもしろく暮らせるまちづくり

①孤立する人を出さず人世代や障がいを超えて交流できる機会や居場所づくりをすすめます

②いつまでも元気に楽しく活動できる生きがいづくりをすすめます

事業名	事業概要	時期等	目 標
○よりあいカフェ事業	誰でも気兼ねなく寄りあえるカフェを設置し、認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者の居場所づくりと共に、利用者やボランティアの生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進 <中心型カフェ> 3カ所 <地域型カフェ> 17カ所	週1回 月1、2回	未設置地域への設置支援
○老人クラブ活動の推進	老人クラブ連合会の事務局として、クラブ会員の健康や生きがいづくり、ふれあい活動、社会奉仕活動を支援	通年	
○ふれあいサロン事業	高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的に民生委員が開催するサロン事業へ助成金の交付や職員を派遣	通年	
○障がい者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あゆっこの会 ・障がい者交流会 ・障がい者サークルへの支援 ・障がい者就労準備支援 	年20回	参加者7人
○室内ゲーム用具貸与事業	社協所有の室内ゲーム用具を無料で貸し出し、子供会や地区の交流会に活用体を動かすと共に地域交流を支援	通年	事業PR
○リハビリテーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリサロン事業（事業対象者） ・健康ちょきん事業（一般対象） 	通年	町民の健康づくり支援や介護予防の推進

予算概要

事業名	予算	内訳
成年後見	1,020,000	相談窓口、周知啓発、フォローアップ
よりあいカフェ関係	691,000	中心型、地域型の運営助成金、交流会など
ボランティア関係	45,000	養成講座
子育て関係	81,000	赤ちゃん応援、新入生鉛筆
ふれあいサロン関係	188,000	開催地区へ助成
ひきこもり相談支援	12,000	心café、家族会
広報費	44,000	社協パンフレット
在宅介護者支援	42,000	介護者リフレッシュ、認知症介護家族交流会
障がい者支援	35,000	あゆっこの会
防災マップづくり	10,000	
室内ゲームレンタル	20,000	貸出用ゲーム購入
研修費	100,000	
振込手数料	12,000	
合計	2,300,000	

○資金の種類と内容○

1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間 最長1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・就職するまでの生活資金が足りない ・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある ・就職を目指し技能習得したい 他
住宅入居費	40万円以内	
一時生活再建費	60万円以内	

2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
福祉費	対象経費により目安あり	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費が足りない ・技能資格をとりたい
緊急小口資金	10万円以内（無利子）	・結婚出産葬儀の費用が足りない 他

3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要－無利子）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
教育支援費	(高校)月35,000円以内 (高専・短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・短大、大学、専門学校等へ行きたい ・授業料家賃代通学定期代が足りない
就学支度費	50万円以内	・入学金、制服、等の購入費が足りない

○新型コロナウイルス特例貸付○

資金種類	貸付限度額	借入要件
緊急小口資金	(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合) 20万円以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付は修了。R5年1月～順次償還開始。償還指導や相談支援継続。
	(その他の場合) 10万円以内	
総合支援資金	(単身世帯) 月15万円×3ヶ月以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯 貸付は修了。R5年1月～順次償還開始。償還指導や相談支援継続。
	(複数世帯) 月20万円×3ヶ月以内	

3 在宅福祉活動の推進

(1) 居宅介護支援事業（ケアマネ）

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、利用できる様々なサービスを調整します。家族や地域、医療機関、関係機関などとも連絡・協力を行います。

【支援方針】

ひとり一人の願いや意欲を大切にし、本人・家族も「その人らしい暮らし」ができるよう、在宅での生活を支援します。

24時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員を配置。緊急や困難な事例にも対応出来るよう、質の高いケアマネジメントの実践を目指します。

【職員体制】

- ・ケアマネジャー6名（専従5名、兼務1名）（6名中4名が主任介護支援専門員）

推進項目	取り組み内容
1) 事業目標	ICTの活用と事業の効率化（テレワークやWEB研修の実施） スマートフォンの音声入力活用
2) 事業管理と業務の標準化	特定事業所としての業務体制確保（加算Ⅱ算定要件）
	業務の効率化（業務マニュアルの見直し）
	各種マニュアルの定期更新
3) 専門性の向上	研修会へ計画的参加（法定研修、スキルアップ研修）
	情報交換及びプラン検討会の実施（週1回） 事例検討会の実施・定例会議（月1回） ・他法人との事例検討会実施、参加
	スーパービジョンの実施、記録
4) 関係機関との連携	サービス担当者会議（本人、家族、サービス事業者：随時）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療連絡会議（地域包括支援センター主催）毎月
	気仙地区ケアマネ協会、研修会への参加（随時）
	地域連携連絡会議（大船渡病院主催：年4回）
	包括支援センターとの連携
	ケア担当者会議（月3回）

(2) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）

専門的技術と知識で、安心して生活できる介護サービスを提供できるよう研修を実施し、サービスの質を向上させていきます。

新型コロナまん延時においても利用者の在宅生活が継続できるよう、感染予防対策を徹底し、途切れない支援を行ってまいります。

【支援方針】

ご利用者様の心身の特性に応じた自立した生活を営んでいただけるように、生活全般にわたる援助と自立の可能性を最大限引き出す支援をモットーとしています。「ともに歩むあたたかい介護」を笑顔で提供いたします。

【特徴】

9割以上の訪問介護員が介護福祉士資格を取得しており、質の高いサービスを提供しています。

【職員体制】

職員数 18名（正規職員 4名、準職員 7名、パート職員 5名、嘱託職員 2名）
サービス提供責任者 3名配置

推進項目	取り組み内容
1) 事業目標	すべての利用者に統一ケアができるよう研修を行う
2) 事業管理と業務の標準化	ヒヤリハットや苦情の原因を再確認し、再発防止に取り組む
	職員定例会議の開催
	業務継続計画の作成（災害対策）
3) 業務効率の向上	手順書の見直し（援助内容の再確認）
	ICTを活用した業務改善の検討
4) 専門性の向上	計画的研修会の実施（感染予防等）
	ケース検討会の実施
	感染症対策のシュミレーション実施（分散勤務体制等）
5) 関係機関との連携	サービス担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療連絡会議（地域包括支援センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(3) 訪問入浴介護事業所

自宅でゆっくりと安全に入浴できるよう、関係機関との綿密な連携を図り、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供を行っていきます。

【支援方針】

「笑顔で信頼できる入浴車」を目標に、「安心・安全」にサービスを提供いたします。
医療依存度の高い方でも安心して利用いただけるように、体調等に合わせたサービスを提供いたします。

【職員体制】

- ・職員数 3名体制（正規職員9名、パート2名での兼務）
- ・介護福祉士 6名、看護師 2名、准看護師 1名

推進項目	取組内容
1) 事業目標	利用者の体調に合わせ、気持ちよく入浴が行えるよう適切なケアを行う。毎日の必要物品の確認、車両の点検と年一回の専門業者によるメンテナンスを実施する
2) 事業管理と業務の標準化	定例会議を開催し、業務の見直しを行う（1回/月：通所介護合同）
	ヒヤリハット・苦情を分析し業務改善に活用する
	災害発生時における事業継続計画（BCP）作成
3) 業務効率の向上	マニュアルの見直し
	リモートワークによる記録の効率化を図る
	業務分担による事務負担軽減を図る
4) 専門性の向上	担当制による計画的研修会の開催（1回/月：通所介護合同）
	外部研修への参加
	オペレーター担当職員内での定期的な業務見直し
5) 関係機関との連携	サービス担当者会議への参加
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議への参加（隔月）
	在宅医療連絡会議への参加（1回/月）
	実施報告書の提出とケアマネとの連絡調整

(4) 通所介護事業所（アールス）

利用されている一人ひとりが地域の一員として、意欲的に日常生活を送れるように支援します。また、利用者やご家族の身体的・精神的負担軽減が図れる柔軟なサービス提供を目指します。

【支援方針】

楽しく社会交流し、心身の機能維持向上ができるようにサービスを提供します。また、日常生活上の課題や介護の問題を見過ごすことのないよう、家族やケアマネ、関係機関と連携して包括的に課題解決に努めます。

【職員体制】

- ・職員数 14名（正規職員10名、準職員1名、パート職員3名）
- ・介護福祉士 5名、看護師 3名、社会福祉士 1名 社会福祉主事 5名、調理師 1名：兼務あり

推進項目	取組内容
1) 事業目標	科学的介護情報システム（L I F E）導入開始
2) 事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
	提供サービスの評価
	災害発生時における事業継続計画（B C P）作成
3) 業務効率の向上	各種マニュアルの見直し
	記録の効率化（タブレットによる音声入力 of 積極的取り組み等）
	業務分担の見直しと適正化を図る
4) 専門性の向上	計画的研修会の実施（年10回）
	外部研修の参加
5) 関係機関との連携	サービス担当者会議への参加
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療連絡会議（毎月）

(5) 通所介護事業所（とだて）

昨年度よりリハビリ部門を2単位制として活動しています。利用者数を確保していくために、活動内容等を見直し、魅力あるとだてリハつくりを行っていきます。デイサービスにおいては、地域の中での必要性を満たせるよう役割を果たしてまいります。

【支援方針】

- ① 利用者の目標に向かって、小さな一歩を踏み出せるお手伝いをしていきます。
- ② 家族の方が当たり前の日常をおくれる一助となれるよう役割を果たしていきます。
- ③ 思いやりと笑顔あふれる居場所づくりをしていきます。

【職員体制】

- ・職員数 14名（正規職員8名、準職員2名、パート職員4名）
- ・介護福祉士5名、看護師3名、理学療法士1名、作業療法士2名、社会福祉主事3名、（兼務あり）

推進項目	取組内容
1) 事業目標	意欲向上につながる活動実施
	科学的介護情報システム（L I F E）開始
2) 事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	業務継続計画（B C P）作成（災害発生時）
3) 業務効率の向上	業務分担とマニュアルの見直し
	請求事務、記録等の効率化
4) 専門性の向上	専門的な外部研修への参加（認知症研修・キャリアアップ等）
	事業所内研修・事例検討会の実施（毎月）
5) 関係機関との連携	ケア担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療連絡会議（毎月）

(6) 認知対応型共同生活介護（グループホームかっこう）

住み慣れた地域で、家庭的な雰囲気の中で共同生活を送ることにより 孤独感や不安感を軽減します。また、共に協力しあいながら今まで培ってきた力を発揮していただくことで、心身機能を維持し、より自分らしい生活が送れるように、日常生活上のお世話をいたします。

【支援方針】

日常生活の中でそれぞれの出来る力を見出し、お互いを認め合いながら「ゆっくり」「穏やかに」「和気あいあい」安心して生活が出来る居場所づくりを目指します。

【職員体制】

- ・職員数 9 名（正規職員 4 名、準職員 2 名、パート職員 2 名、夜間勤務 1 名）
- ・有資格 介護支援専門員 1 名、介護福祉士 5 名、社会福祉主事 2 名（兼務あり）

推 進 項 目	取 組 内 容
1) 事業目標	感染対策に取り組みながら、ご家族や地域住民、子供たちとの交流を図ります。
2) 事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月） ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析 ・ヒヤリハット等をまとめ、直近の職員会議で内容分析と対策について話し合い、事故予防、サービス向上に努める 各種マニュアルの更新（感染症対策、防災対策、緊急時の対応）
3) 業務効率の向上	業務分担の見直し 業務の効率化を図るためにケアパレットや見守りセンサーの有効活用
4) 専門性の向上	計画的研修会への参加（認知症実践者研修等） 事業所内勉強会（急変時の対応、重度化や見取りについて等）
5) 関係機関との連携	運営推進会議の開催（年 6 回） 身体拘束検討委員会（3 か月に一回） 在宅医療連絡会議（毎月） 土砂災害想定避難訓練、火災・地震想定避難訓練、夜間想定避難訓練 入所判定委員会、医療関係機関との連携会議（随時）

(7) 指定障がい者福祉サービス事業

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

障害者総合支援法に基づいて、障がいをお持ちの方の能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や日常生活に必要な生活援助等のサービスを提供いたします。

【職員体制】 サービス提供責任者 1 名、介護保険事業の訪問介護員が兼務（18 名）

事業名	内 容	備 考
1)居宅介護事業	・ご自宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介護を行います。 ・障がい者手帳を持っている 65 歳未満の方が対象となります。（身体・精神・知的障がいなど）	令和 4 年度 利用者数 9 名

(8) 高齢者生活福祉センター事業

町からの委託を受け、ひとり暮らし高齢者で冬季間自宅での生活が困難な方々を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としております。

【職員体制】 居住担当職員（アールス兼務）1 名：入所の手続き、宿日直者の配置等を実施
施居住支援員（日中）、宿直者（夜間）は社協職員が兼務にて担当

事業名	内 容	備 考
1) 高齢者生活福祉センター 居住部門	・高齢等のため冬季間居宅において生活することに不安がある方に対し、必要に応じ住居を提供すること。 ・入居対象者は身の回りのことが自立して行える一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦等	判定会議において入居が決定されます。